

## 富山県災害ボランティア活動支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）第21条の規定に基づき、災害ボランティア活動費補助事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、大規模な災害の復旧においては、広範囲・長期に及ぶため、組織的かつ関係機関と連携した活動が可能であるボランティア団体・グループが行う被災地又は被災者に対する支援活動を支援することが効果的であることから、被災地においてボランティア活動を行う団体・グループを支援することにより、災害からの早期の復旧・復興を図ることを目的とする。

### (対象となる災害)

第3条 補助金の対象となる災害は、現地災害ボランティアセンター、現地市町村社会福祉協議会又は市町村災害対策本部が災害ボランティアを受け入れ、被災地支援を運営する災害とする。

### (対象となる団体)

第4条 補助金の対象となる団体は、災害時に支援活動を行う団体・グループとし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 5名以上の構成員で組織されていること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (4) 暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団でなく、同条3号に規定する暴力団員等が含まれていないこと。
- (5) 暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第3条各号に掲げるものが含まれていないこと。

### (対象となる活動)

第5条 補助金の交付の対象となる活動は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 県内で災害が発生した場合に実施する被災地又は被災者にとって効果的な支援活動であること。
- (2) 県内の被災地又は被災者のニーズや課題に応じた活動であること。

- (3) 県内の被災地の災害対策本部や災害ボランティアセンター等と必要な連携を図り行う活動であること。
  - (4) 社会情勢及び被災地の状況に応じた感染症への対策（被災地の災害ボランティアセンターが求める感染症対策を含む）を講じて実施する活動であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動については、対象外とする。
- (1) 営利を目的とした活動
  - (2) 特定の政党若しくは政治的団体又は宗教のための活動

（対象となる経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費については、補助金の交付対象事業の実施に直接要するもので、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 県内の被災地又は被災者支援に要する活動費、旅費、宿泊費
  - (2) その他活動に必要な経費で知事が認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については、対象外とする。
- (1) 他の公的機関や民間の団体から重複して助成を受ける経費
  - (2) 団体の経常的な人件費や運営費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、1災害について1団体あたり、20万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第8条 第4条第1項に定める事業を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、富山県災害ボランティア活動費補助事業補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）及び必要添付書類（口座振込依頼書（様式第3号）、現地災害ボランティアセンター等が発行した活動証明、事業実施状況が分かる写真、支出証拠書類の写し等）を活動終了後、30日以内に知事に提出するものとする。

- 2 申請者は、前項の申請をする場合において、複数の事業に係る申請を同時期にすることはできない。

（交付決定及び額の確定）

第9条 知事は、前条の交付申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付対象と認めたときは、様式第2号により申請者に通知

するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定にあたっては、必要に応じ条件を付し、申請に係る事項に修正を加えることができる。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付を申請した者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、知事が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事の求めがあったときは、事業の遂行状況について知事に報告しなければならない。

(交付決定の取消)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、本要綱、補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に違反したとき。
- (4) 暴力団等であるとき。

- 2 知事は、前項の規定より補助金の交付の決定を取り消したときは、理由を付してその旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部または一部を、期限を定めて当該補助事業者に返還させるものとする。

(補助金の経理等)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理について、収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管するものとする。

(情報公開)

第15条 補助事業者は、知事が事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行し、同年6月28日以降に発生した事案について適用する。

## 補助対象となる経費に関する基準

補助対象経費は、その費用の項目別に下記のとおりとする。

項 目	補助対象となる経費	補助対象とならない経費
活動費	支援活動に必要な物品、資機材、消耗品の購入費等、印刷製本費 軽トラック等レンタル料金	団体の経常的な運営にかかる消耗品で、支援活動に要したものと判断が困難なもの 個人所有となる高額な被服費、重機・トラック等購入費
旅 費	支援活動に必要な交通費	団体の日常的な運営での移動にかかる費用
宿泊費	支援活動に必要な滞在に要する宿泊費 (食事に係る費用を除く。)	団体の日常的な運営での宿泊にかかる費用